なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成20年度以降に、上記⑷アからウに掲げる工事（据付のみでもよい）の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が配置する技術者が、排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付（据付のみでもよい）を経験していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　詳細設計に係わる技術者として、次のいずれかの基準を満たす者を配置するものとする。

なお、詳細設計技術者は監理技術者又は主任技術者と兼務することができる。

・技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

・ＲＣＣＭ（機械）の資格を有する者。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～60点の範囲で「加算点」を与える。

また、上記加算点のほかに賃上げの実施を表明した企業等に４点の「加算点」を与える。

評価項目

①　工事目的物の品質向上・確保に関する技術提案

②　賃上げの実施表明

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

施工体制の評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６番１号　北海道開発局網走開発建設部契約課入札スタッフ上席契約専門官　大門　孝則　電話0152―44―6149

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和６年３月22日から令和６年６月21日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間、場所及び方法　令和６年３月22日９時00分から令和６年４月25日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和６年３月22日９時00分から令和６年４月25日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和６年３月22日から令和６年６月21日まで（利付国債の提供の場合は令和６年６月７日まで）〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６番１号　北海道開発局網走開発建設部契約課入札スタッフ　電話0152―44―6149へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、令和６年６月21日12時00分。

イ　紙により持参する場合の提出期限は、令和６年６月21日12時00分。提出先は、北海道開発局網走開発建設部契約課入札スタッフ上席契約専門官。

ウ　郵送又は託送による入札の受領期限は、令和６年６月21日12時00分。郵送又は託送先は、北海道開発局網走開発建設部契約課入札スタッフ上席契約専門官。

開札は、令和６年６月27日９時00分北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行網走代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局網走開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局網走開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行網走代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局網走開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局網走開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記３⑵に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はそ